

「健康保険限度額適用認定申請書」について

医療費が高額になるとき、「限度額認定証」を提示することにより医療機関での窓口負担額が所得区分に応じた自己負担限度額（下表）までで済み、窓口の支払いを軽減することができます。

「健康保険限度額適用認定申請書」に必要事項をご記入の上、当組合宛に郵送等で送付下さい。到着後2～3日で「限度額認定証」を簡易書留にて送付いたします。健康保険証と一緒に「限度額認定証」を医療機関窓口に提示してください。

●申請時の注意点（記入例を参照ください）

①「限度額証開始月」をご記入下さい。

- ・医療費が高額（入院・通院）となり、限度額認定証を使用される月をご記入ください。限度額認定証の使用の延長をご希望される場合は有効期限の翌月をご記入ください。

②第三者行為、通勤・業務中の有無についてチェックをお願いします。

- ・第三者行為（交通事故）、労災（通勤・業務中）に該当の場合、当組合まで事前にご連絡下さい。
*労働災害による傷病は、健康保険適用外です。

③国や地方自治体から医療費の助成の有無についてチェックをお願いします。

- ・医療費助成制度により、自己負担額が軽減される方、又は自己負担額が国や自治体から還付される方について確認させて頂いておりますので該当の有無に関わらず必ずご記入下さい。

●受診時の注意点

- ・医療費清算後に「限度額認定証」を提示しても適用されない場合がありますのでご注意ください。適用されなかった場合、後日、自己負担限度額を超えた分が払い戻しされます。申請は不要です。診療月から約4ヵ月後に事業所を経由して支給されます。

●その他

- ・限度額適用認定申請書に記入漏れ等がある場合は、お電話にて確認させて頂くことがありますので、ご了承ください。
- ・使用開始月が翌月以降の場合は、使用開始前月の約10日前より発送いたします。

自己負担限度額（月額）※1

区分（適用区分） ※2	3回目まで	4回目以降 ※3
ア 標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	140,100円
イ 標準報酬月額 53万円～79万円	167,400円+(医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	93,000円
ウ 標準報酬月額 28万円～50万円	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	44,400円
エ 標準報酬月額 26万円以下	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税世帯 *住民税非課税証明書が必要	35,400円	24,600円

※1 診療月ごと、受診者ごと、病院ごと（入院・外来別、医科・歯科別）、薬局ごとに算定します。

※2 70歳以上の方、被保険者が非課税の方は申請前に下記担当までご連絡ください。

※3 過去1年間に、4回以上高額療養費が支給される場合、4回目から限度額が軽減されます。

- 「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村住民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。
- 差額ベッド代、食事代等は適用対象外です。

【問合せ先】 パレット健康保険組合 医療担当宛（TEL03-3988-9503）
（2021.2）